

平成 26 年度財務省調達改善計画

平成26年 3 月31日
財 務 省

1. 調達改善計画の目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠である。こうした調達改善の取組は、財務省において、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。

このため、次のとおり、PDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組み、調達改善を推進することとする。

2. 調達の現状分析

財務省の契約状況は、表1のようになっており、平成24年度の契約件数は6,797件、契約金額は1,583億円である。また、競争性のある契約は5,924件(87.2%)、競争性のない契約は873件(12.8%)となっている。

財務省における重点的に取り組む分野を検討するに当たり、平成24年度の調達構造及びこれまでの調達改善の実施状況を把握・分析した上で、改善効果が大きくなると想定される分野を対象とする。調達の特徴は、表2のようになっており、情報システム関係経費が調達金額の39%を占めていることから、当該経費について重点的に取り組むこととする。

表 1. 平成24年度の財務省の調達全体像

(単位：件、億円)

		公共工事等		物品役務等		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のある契約 方式	競争入札	(93.5%) 579	(93.5%) 102	(59.0%) 3,646	(56.3%) 830	(62.2%) 4,225	(58.9%) 932
	企画競争・公募による 随意契約	(-) —	(-) —	(23.9%) 1,479	(4.6%) 67	(21.8%) 1,479	(4.3%) 67
	不落・不調による 随意契約	(5.0%) 31	(6.0%) 7	(3.1%) 189	(8.6%) 127	(3.2%) 220	(8.4%) 133
	計	(98.5%) 610	(99.4%) 109	(86.0%) 5,314	(69.5%) 1,024	(87.2%) 5,924	(71.6%) 1,133
競争性のない随意契約		(1.5%) 9	(0.6%) 1	(14.0%) 864	(30.5%) 450	(12.8%) 873	(28.4%) 450
合計		(100%) 619	(100%) 109	(100%) 6,178	(100%) 1,474	(100%) 6,797	(100%) 1,583

(注1) 件数及び金額は、平成24年度に締結した支出原因契約(少額随意契約は除く)。

(注2) 計数は、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致していない場合がある。

(注3) 上段()書きは合計に対する割合を示している。

表2. 財務省における調達の特徴

(単位：件、億円)

		件数		金額	
			割合		割合
情報システム		373	5.5%	621	39.2%
庁費類	工事	593	8.7%	100	6.3%
	物品等購入	1,000	14.7%	146	9.2%
	物品等製造	259	3.8%	196	12.4%
	物品等賃借	485	7.1%	95	6.0%
	役務	4,060	59.7%	416	26.3%
	計	6,397	94.1%	952	60.1%
施設整備費		27	0.4%	10	0.6%
合計		6,797	100%	1,583	100%

(注1) 件数及び金額は、平成24年度に締結した支出原因契約（少額随意契約は除く）。

(注2) 計数は、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致していない場合がある。

3. 重点的に取り組む分野

平成24年度の調達構造及びこれまでの取組状況を踏まえ、情報システム関係経費については、引き続き、適切な予定価格の積算、競争性の確保及びシステムの目的・用途と仕様の内容の整合性の確保に努めることとし、次のような取組を実施する。

(1) 外部専門家の知見の活用

財務本省においては、引き続き契約専門官^(注1)の知見を活用し、情報システムに係る開発コスト等の妥当性の検証、調達仕様書に基づく予定価格の作成支援等を行うとともに、次の①から③の取組を実施する。

また、外局及び地方支分部局における情報システム調達についても、同様に、契約専門官の知見の活用を図る。

さらに、システムの目的・用途と仕様の内容が見合ったものになっているか等の観点からCIO補佐官による審査を行っており、引き続き実施する。

(注1) 契約専門官は、情報システムに関する高度な知識、豊富な経験を有する外部専門家である。

- ① SE等単価の評価と過去の実績等を踏まえた工数による予定価格の妥当性の評価
- ② FP（ファンクション・ポイント）法^(注2)の適用について検討
- ③ 既存の設計書等の内容を開示する取り組みの推進

(注2) FP法とは、画面、帳票、ファイルの数や難易度によりソフトウェアの規模を計測する手法である。

計測されたFP値により、工数・金額も見積もることができる。

(2) 総合評価落札方式の改善

総合評価落札方式の実施に当たり、より適正な評価手法を選択することにより、評価の透明性、中立性及び公正性の向上を図る。

4. 継続的な取組

平成 25 年度まで調達改善の取組等にて実施し、適正な調達に資する継続的な取組については、平成 26 年度においても引き続き実施する。実施する内容は、次の(1)から(6)のとおりとする。

(1) 随意契約の見直し

競争性のない随意契約については、真にやむを得ないものを除き、競争性のある契約方式に移行した結果、競争性のない随意契約の件数（全契約件数に占める割合）は、平成 17 年度の 3,254 件（39.9%）から、平成 24 年度は 873 件（12.8%）となっている。

新たな契約で競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理するものについて、引き続きその理由等の審査及び決裁を行い、内部牽制を有効に機能させるよう努める。

(2) 一者応札の改善

一者応札については、平成 21 年 3 月に発出した「一者応札、応募に係る改善方策について」に基づき、改善に取り組んだ結果、平成 20 年度には 1,564 件あったものが、平成 24 年度には 698 件と大幅に削減している。

平成 26 年度においても、次の①から⑤の取組を実施することにより、引き続き、競争性を確保し、一者応札件数の削減に努める。

- ① 公告期間の十分な確保
- ② 同一地域に所在する財務省の他の発注機関のホームページにおいて、それぞれリンクすることによる互いの入札情報を容易に閲覧できる情報提供の場の確保
- ③ 業務等準備期間の十分な確保
- ④ 業者等からの聴き取り結果の有効活用
- ⑤ 国庫債務負担行為による複数年度契約の活用

(3) 汎用的な物品・役務

汎用的な物品・役務の調達については、次の①から⑥の取組を実施することにより、引き続き経費節減に努める。

- ① 什器類、事務用消耗品等について同等品の活用
- ② コスト削減や事務量の縮減の観点から同種の調達の集約化
- ③ 一連の調達において業務内容ごとに分離可能なものについて、競争性や経済性を検討したうえで発注単位の見直し
- ④ 少額随意契約の範囲内においても、予定価格が 100 万円を超える案件は一般競争入札又は情報システムを活用したオープンカウンタ方式の実施（予定価格が 100 万円以下の案件についても、事務コストを勘案したうえでオープンカウンタ方式の実施）
- ⑤ 規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネットを活用した調達の実施
- ⑥ 共同調達については、一括調達の運用ルール等に基づき、調達コスト低減等の観点から、対象品目の拡大を行っており、引き続き対象品目の拡大の検討

(4) カード決済

水道料金を現金で支払っている官署は、現金を取り扱わないことによる安全性の確保の観点から、取組可能な地域からカード決済の導入を順次拡大する。

(5) 旅費関係

平成 17 年からパック商品の利用促進を図るとともに、財務本省等においては、国内出張チケット手配等を旅行代理店等へのアウトソーシングを順次拡大し、旅費の効率的な執行に努めている。また、平成 24 年度以降、国内旅行について交通費の実費支給を行っており、これらの取組を引き続き実施し、旅費の効率的な執行に努める。

(6) 人材の育成

一層複雑化・専門化している調達業務について、調達の専門人材の育成が極めて重要であることを踏まえ、調達担当職員の能力及び意識向上のため、研修等の充実を図る。

5. その他の取組

財務省入札等監視委員会（全国に 13 の委員会を設置）の審議内容について、他の部局にも有益な情報は共有化を図り、調達改善の P D C A サイクルに活用する。

6. 実施状況の把握

調達改善計画の実施状況については、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後に取りまとめる。

7. 自己評価の実施

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

8. 推進体制

(1) 推進体制

「財務省調達改善推進チーム」（以下「推進チーム」という。）を設置し、調達改善を推進するための体制を次のようにする。

統括責任者	：大臣官房長	
統括責任者代理	：大臣官房審議官	
メンバー	：大臣官房会計課長	大臣官房地方課長
	関税局総務課長	理財局国債企画課長
	国税庁長官官房会計課長	

また、推進チームの下に実務作業を担う担当職員で構成される調達改善推進グループ

(以下「推進グループ」という。)を置く。推進グループは計画の推進に係る実務を担うこととし、推進グループの事務局は大臣官房会計課に置く。

(2) 外部有識者の活用

取組の推進に当たっては財務省行政事業レビュー外部有識者会合の外部有識者の意見を活用するものとする。

(3) 内部監査の活用

財務省においては、全ての部局について毎会計年度、大臣官房会計課監査室の職員がオンサイトで重点監査項目等に基づいて会計監査を実施しているところであり、調達改善計画に盛り込んだ各般の取組内容等についても、会計監査における重点監査項目とすることとし、効率的・効果的な審査体制を活用して取組を検証することとする。

9. その他

調達改善計画に関する取組状況等については、財務省のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達改善計画の改定を行うものとする。

10. 調達情報の開示

財務省の調達情報については、財務省ホームページに一元的なポータルサイトを設置し、下記のとおり様々な情報の開示を行っているところであり、今後とも追加的な情報開示も含め、適切な調達情報の開示を行っていくこととする。

- ・競争入札・随意契約案件の契約状況
- ・競争性のない随意契約
- ・委託調査費、タクシー代の支出状況
- ・公益法人等への支出状況
- ・競争入札案件情報、落札等情報
- ・企画競争情報、公募情報
- ・工事、物品・役務等の発注見通し